

## 新潟市子ども・子育てキャッチフレーズロゴイラスト使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市子ども・子育てキャッチフレーズロゴイラスト（以下、「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (承認申請)

第2条 ロゴを営利目的で使用しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式によるロゴ使用承認申請書に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴの使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 第5条各号に掲げる使用上の遵守事項及びロゴマニュアルに従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による承認は、別記第2号様式によるロゴ使用（変更）承認書をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 ロゴの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴの使用承認を受けた者（以下、「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。

(2) 使用承認の権利を譲渡し、または転貸しないこと。

(3) ロゴマニュアルを遵守し、定められた色、形等を正しく使用すること。

(4) 承認に係る物品等の完成品を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真及び画像をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号によるロゴ使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、別記第 2 号様式によるロゴ使用（変更）承認書をもって行うものとする。

3 使用者は、前項の規定による承認を受けた後についても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（使用の取消し）

第 7 条 市長は、第 3 条により承認した使用者が、第 5 条各号に掲げる使用上の遵守事項に違反していると認められるとき、又は第 3 条各号に該当することとなったと認められるときは、別記第 4 号様式によるロゴ使用承認取消書をもって当該使用承認を取り消すものとする。

2 市長は、第 2 条で定める者以外の者が、営利目的でロゴを使用した際には使用の中止を求めることができる。

（責任の制限）

第 8 条 市長は、ロゴの使用承認を取り消したことにより、又は使用の中止を求めたことにより使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 市長は、使用者がロゴの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補てんその他法律上の責任を負わない。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、ロゴ使用の取扱いについて必要な事項は、

市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年1月19日より施行する。